

## 公益社団法人日本交通計画協会 役員報酬規程

平成25年 1 月30日 社員総会決議

平成27年 9 月18日 社員総会決議

平成29年 9 月22日 社員総会決議

令和 7 年 9 月16日 社員総会決議

### (総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本交通計画協会（以下「この法人」という。）定款第27条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第14号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費、日当等を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は一月あたりの定額により定めるものとする。
- 3 非常勤役員に対して、この法人の事業に係る会議等への出席、講演会等の講演等及び刊行図書等への原稿執筆等を委嘱した場合には、別に定める会議出席・講演・原稿執筆等謝金規程に基づき、会議謝金、会議旅費、講演謝金及び原稿料を支給することができる。
- 4 役員には、役員賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の退任にあたっては、その在任期間に応じ退任慰労金を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の報酬月額別表第1「常勤理事の報酬月額」のとおりとし、各々の常勤理事の報酬月額は、別表第1「常勤理事の報酬月額」のうちから、代表理事が理事会の承認を得て決定するものとする。

- 2 常勤監事の報酬総額は別表第2「常勤監事の報酬」のとおりとし、各々の常勤監事の報酬額

は、社員総会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。

3 非常勤役員に対する報酬は別表第3「非常勤役員の報酬」に定める額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤役員にあっては、理事会出席等必要の都度支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって役員本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことを原則とする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ通勤費を支給する。

(費用)

第8条 役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、当該役員の請求により支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うことができるものとする。

(退任慰労金の額)

第9条 退任慰労金は、常勤役員として引き続き4年以上円満に在任し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。ただし、定款第26条の規定により解任されたとき、役員としての任務を怠り、それによりこの法人に対して損害を生じさせたと認められたとき、その他役員としてふさわしくない行為が認められたときには、退任慰労金を減額し、又は支給しないものとする。

2 退任慰労金の額は、退任した日における、その者の第3条第2項の一月あたりの報酬額に、在任一月につき100分の12.5の割合を乗じ、さらに0.0から2.0の範囲内でこの法人の業務実績に対する評価に応じて決定する率を乗じて得た額とする。

3 前項により計算して得た額に100円未満の端数を生じときは、その端数を切り捨てる。

4 常勤役員が任期満了の日において、再び同一の役職の常勤役員に就任したときは、引き続き在任したものとして在任期間の月数を計算し、任期満了の日において役職を異にする常勤役員に就任した場合には、異なる役職ごとに在任期間の月数を計算する。

5 在任期間の月数の計算は、常勤役員に就任した日から起算して退任の日までの期間を暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは一月とする。なお、前項後段の場合において、役職別期間の合計月数がこの在任期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち在任期間が少ないものから、当該超える月数に達するまで順次一月を減ずるものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第11条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人日本交通計画協会役員退任慰労金支給規程は廃止する。

附 則（平成27年9月18日）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年9月22日）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和7年9月16日）

この規程は、社員総会の決議があった日から施行する。

別表第1「常勤理事の報酬月額」

| 号俸  | 報酬月額     |
|-----|----------|
| 1号俸 | 200,000円 |
| 2号俸 | 250,000円 |
| 3号俸 | 300,000円 |
| 4号俸 | 350,000円 |
| 5号俸 | 400,000円 |
| 6号俸 | 450,000円 |
| 7号俸 | 500,000円 |
| 8号俸 | 550,000円 |
| 9号俸 | 600,000円 |

|      |            |
|------|------------|
| 10号俸 | 650,000円   |
| 11号俸 | 700,000円   |
| 12号俸 | 750,000円   |
| 13号俸 | 800,000円   |
| 14号俸 | 850,000円   |
| 15号俸 | 900,000円   |
| 16号俸 | 950,000円   |
| 17号俸 | 1,000,000円 |
| 18号俸 | 1,050,000円 |
| 19号俸 | 1,100,000円 |
| 20号俸 | 1,150,000円 |
| 21号俸 | 1,200,000円 |

別表第2「常勤監事の報酬」

|        |         |
|--------|---------|
| 年間報酬総額 | 1,000万円 |
|--------|---------|

別表第3「非常勤役員の報酬」

| 適用                                   | 理事会等への出席1回に対する報酬 |
|--------------------------------------|------------------|
| 大学教員等の学識経験者、弁護士、<br>公認会計士等の専門知識を有する者 | 50,000 円         |
| 上記以外の者                               | 30,000 円         |